

木づかいガイドライン収集資料 参考先一覧

1. みよし市

<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/sangyo/sangyotop.html>

2. 安城市

<https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/keikaku/mokuzairiyosokushin.html>

3. 岡崎市

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1324/p017217.html>

4. 刈谷市

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/sumai/1003859.html>

5. 恵那市

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8656.html>

6. 新城市

https://www.city.shinshiro.lg.jp/sangyo/nogyo-ringyo/ringyo/mokuzairiyohoshin_R5.html

7. 瑞浪市

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8656.html>

8. 西尾市

<https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/norinsuisan/1001503/1003080.html>

9. 設楽町

<https://www.town.shitara.lg.jp/soshiki/7/4367.html>

10. 知立市

<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/shimin/keizai/gyomu/10/1679273991034.html>

11. 半田市

<https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/norin/1003605/1003608.html>

12. 武豊町

<https://www.town.taketoyo.lg.jp/kurashi/1001508/1001591/1003726/1004134.html>

13. 碧南市

<https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/kensetsu/kenchiku/keikakusyo/12957.html>

14. 豊田市

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/nougyoushinkou/1004260.html>

15. 高浜市

16. 幸田町

17. 根羽村

18. 平谷村

※高浜市、幸田町、根羽村、平谷村は非公開
(平谷村、根羽村については未改訂)

みよし市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、みよし市内の建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、国及び愛知県が定めた基本方針に即して、必要な事項を定める。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

（1）木材の利用を促進する建築物

この方針における建築物は、市内に整備される法第2条第1項に掲げる建築物とし、市が木材利用に取り組む公共建築物は市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

（2）市の責務

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。

（3）木造・木質化の推進

市は、愛知県、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市全体に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

（4）木材利用の普及啓発

市は、木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

（5）建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、事業者等から法第15条に定める建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認の上、締結する。

第3 公共建築物等における木材の利用の目標

（1）木造化の推進

市が新たに整備する建築物については、積極的に木造化（一部木造も含む）を促進するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は木造以外の構造とすることができる。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物

イ 建築物の用途から木造がなじまない、あるいは木造にすることがコストや技術の面で困難な施設

（2）木質化の推進

市は、整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的に進める。ただし、次のいずれかに該当する場合

は、除くことができる。

ア 法令の規定により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することがコストや技術の面で困難な場合

(3) 使用する木材の産地

市は、木造化、木質化を推進するに当たって使用する木材は積極的に国産材（国内で伐採された木材）を使用することとし、特に地域材（県内又は市の水源地域で伐採された木材）が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原料としたものを導入するように努める。

第4 木材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 愛知県・関係団体等との連携

市は、市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼び掛ける。

(2) 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

市は、公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストのほかに、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

こうした公共建築物で考慮すべき事項について、民間建築物においても普及を図る。

附則

この方針は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この方針は、令和5年2月14日から適用する。

安城市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めるものとする。

第2 目的

建築物の整備に木材を用いることにより、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源かん養その他の多面的機能の発揮に寄与するとともに、市民に木のもたらす安らぎ及び温もりのある快適な生活空間を提供することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用の促進

木造化及び木質化の推進を愛知県、安城市、設計建設関係事業者、林材業関係事業者等が一体となって行う。また、市内全域においてその意義が醸成されることを目指す。

2 木材利用の普及啓発

市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用推進の日及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義及び効果について普及啓発を行うよう努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、当該協定が法、県方針及び本方針に照らして適切なものであるかを確認の上、当該協定を締結することができる。

（2）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、当該協定の内容を公表する。さらに、協定による取組を促進するため、当該協定を締結した者に対して、活用できる支援制度の周知及び木材利用における諸事情について情報共有を行うこととする。

第4 公共建築物における木材利用の目標

公共建築物を整備する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準により認められない場合又は木材の利用がなじまない場合を除き、施設の木造化、施設内装の木質化、施設における机、椅子等の備品及び消耗品の木製品の採用等木材の利用に努めるものとし、木材を利用する場合は、長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材及び県産材の利用に努めるものとする。

第5 その他木材の利用促進に必要な事項

公共建築物の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方を心掛けるとともに、次の事項に留意するものとする。

（1）コストへの配慮

設計上の工夫により建設コスト、維持管理コスト等の低減に配慮するものとする。

（2）備品等の購入

備品及び消耗品の購入に当たっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。

（3）木材利用の周知

市は、木材を利用した施設の利用者が、木材の持つ良さや、木材利用の意義を知ることができるよう周知に努めるものとする。

（4）他団体との連携

法第2条第2項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、愛知県や設計建設関係事業者、林材業関係事業者等と連携し、木材の利用を促進するものとする。

附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針

本市は、平成 23 年 3 月に岡崎市森林整備ビジョンを策定し、特に人工林の間伐などの森林整備や市産材の利用を促進している。

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、愛知県が策定した木材利用促進に関する基本計画（令和 4 年 4 月 1 日策定）に即して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 1 この方針は、多くの市民が身近に接する建築物等において、市産材を積極的に利用した木造化又は木質化を推進することにより、市民に暖かみと潤いのある環境及び健康的で快適な公共空間を提供するとともに、木材の利用拡大による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等や林業及び木材産業の振興並びに森林の持つ多面的機能の向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「市産材」とは、岡崎市内の森林を伐採し、加工した証明がされた木材及びその木材を加工したものであることが確認できた木製品をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、はり、壁、けた等をいう。）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等構造耐力上主要な部分以外に木材を使用することをいう。
- (4) 「公共建築物」とは、法第 2 条第 2 項各号に掲げる建築物のうち、市が事業主体となり建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ施設、社会教育施設、庁舎等公用又は公共用に供する建築物をいう。
- (5) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する公共土木工事をいう。

（市の責務の基本的事項）

第 3 市は、自ら率先してその整備する公共建築物において市産材の利用に努めるものとし、建築物の利用者が木材利用の意義を理解できるよう啓発に努めるものとする。

2 公共建築物以外の建築物については、木造化及び木質化が促進されるよう働きかけるものとする。

(PR及び普及)

第4 木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日(10月8日)及び木材利用促進月間(10月)を中心に木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及活動を行う。

(建築物木材利用促進協定制度)

第5 事業者等から、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものかを確認のうえ、対応する。

2 建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

(公共建築物における木材の利用の目標)

第6 公共建築物の建築に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の法令、施設の設置基準等の制限により、木造化をすることが困難な施設を除き、原則として木造化を図るものとする。

2 木造化が困難な施設又は改修を行う施設については、積極的に内装の木質化を図るものとする。

3 木造化又は木質化に当たって使用する木材は、市産材を利用することに努めるものとする。

4 市産材の利用の目標は、10年間で1,000 m³とする。

(市が発注する土木工事及び備品等の木材利用)

第7 市施工土木工事においては、市産材を利用することに努めるものとする。

2 備品や消耗品の購入については、木材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(公共建築物の整備における木材の供給体制)

第8 市は、公共建築物の整備について、林業、製材業等の関係団体と連携し、木材の安定した供給が確保されるよう努めるものとする。

2 市産材の供給にあたっては、市産材調達管理基金を活用するものとする。

(その他木材利用の促進に必要な事項)

第9 公共建築物の設計に当たっては、維持管理コストの低減を図るものとし、

その計画、設計等の段階から、建設コストのほか、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分留意するものとする。

附 則

この方針は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、令和5年3月28日から施行する。
- 2 第6第4項の期間については、施行日から令和15年3月31日までとし、以降、特段の理由がない限り自動的に更新されるものとする。

岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針の運用

この運用は、岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の具体的な事項を定めるものである。

1 市の責務の基本的事項【方針第3】

- (1) 木材の利用については、市産材の使用に努めるものとし、市産材の入手が困難な場合は、県産材・国産材・輸入木材の順位とする。
- (2) 市産材とは、次のいずれかをいう。
 - ア 愛知県産材認証機構認証制度による「あいち認証材」のうち、納品伝票の写し等により市内の産出が証明された木材
 - イ 伐採届等により市内の産出が確認された木材
 - ウ ア又はイのどちらかで規定した木材を加工したことが確認できる木製品

2 公共建築物における木材利用の目標【方針第6】

- (1) 法令、施設の設置基準などの制限とは、①建築基準法等の法令の規定により木材が使用できない場合、②整備する公共建築物の性格、目的及び立地並びに構造及び部材に要求される性能、耐久性等により、木材の使用が適当でないと認められる場合、③木造化することによりライフサイクルコストが著しく高額になる場合、④その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合などである。
- (2) 木造化を推進するため、国等の補助事業の積極的な活用に努める。
- (3) 建築物の木造化又は木質化については、公共建築物木造化検討委員会に諮り、決定することとする。

3 市が発注する土木工事等の木材利用について【方針第7】

- (1) 市施工土木工事における木材利用については、法留め、木柵、階段、側溝保護、ベンチ、四阿、工事案内板等に市産材をできる限り利用する。
- (2) 備品、消耗品等の購入については、岡崎市グリーン購入調達指針に基づき、庁舎及び小・中学校の机、椅子等の備品・消耗品等に木材を利用するよう努める。（なお、調達品に使用されている木材の産地証明は、必要としない。）

4 木材の供給体制について【方針第8】

市産材調達管理基金の活用にあたっては、岡崎市市産材調達管理基金条例、岡崎市市産材調達管理基金条例施行規則及び市産材調達管理基金事務取扱要領に則り、適正な運用をすること。

5 その他公共建築物の設計段階における対応

- (1) 木造化・木質化に係る特記仕様書には、「基本方針に適合すること」と記載すること

と。

- (2) シックハウス等の化学物質に対する病気を防止するため、関係法令、基準等に適合することはもとより、できる限りムク材を使用することとし、建材、塗料及び接着剤の使用並びに換気設備などに十分配慮すること。
- (3) 木材の持つ吸湿性及び断熱性を活かすため、できる限り床板及び壁板に厚みのあるムク材の使用に努める。
- (4) 木造に関する国の官庁営繕基準を参考とすること。
- (5) 市は木材利用の推進のために、材料調達、必要工期、発注方法等検討すべき必要事項について、関係機関及び関係団体等との調整を積極的に行う。
- (6) 市は木材利用の推進のために、必要なライフサイクルコストの検討など統計的資料の作成を行う。

6 啓発活動

- (1) 市は、市民に対して木の良さ及び木材利用の意義について、普及啓発に努める。
- (2) 市は、工事施工業者及び設計業者に対し、基本方針の周知並びに設計及び施工段階においてより多くの木材が利用されるよう啓発に努める。

附 則

この運用は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

この運用は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

この運用は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

刈谷市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1条 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、愛知県が策定した「木材利用の促進に関する基本計画」に即し、刈谷市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市内の建築物等の整備に木材を用いることにより、二酸化炭素の固定化による脱炭素社会の実現、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等森林の持つ多面的機能の発揮に寄与するとともに、市民に木のもたらす安らぎと温もりのある安全で快適な生活空間を提供することを目的とする。

(建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3条 愛知県、刈谷市、建築関係事業者、木材産業事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市内全域に広がることを目指し、建築物において木造・木質化を促進する。

2 木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日、及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材の利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らしあわせて適切なものであるかを確認のうえ、締結する。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さ

らに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対して、活用できる支援制度の周知や木材利用における諸事項について情報共有する。

（木材利用の目標）

第4条 公共建築物を整備する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準により認められない場合又は木材の利用がなじまない場合を除き、施設の木造化、施設内装の木質化、施設における机、椅子等の備品及び消耗品の木製品の採用等木材の利用に努めるものとする。

（木材の利用の促進に必要な事項）

第5条 公共建築物の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方を中心けるとともに、次の事項に留意するものとする。

- （1）設計上の工夫により、計画の段階から、建設コストのみならず、維持管理並びに解体及び廃棄のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意するものとする。
- （2）備品又は消耗品の購入に当たっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。
- （3）法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、愛知県や建築関係事業者、木材産業事業者等と連携し、木材の利用が進むように働きかけるものとする。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。

恵那市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(目的)

- 第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における岐阜県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や脱炭素社会の実現、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。
- (1)「市有施設」とは、公共施設等のうち、市が事業主体となり建設する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設、庁舎等の建築物及び工作物、土木構造物をいう。
 - (2)「建築工事」とは、建築物を新築、増築及び改築することをいう。（大規模改修を含む）
 - (3)「土木工事」とは、道路、林道、公園、河川及び水道等の土木構造物に係る公共工事をいう。
 - (4)「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
 - (5)「木質化」とは、市有施設の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(基本方針)

- 第3 市は、法第 5 条に規定する市の責務を踏まえ、市有施設の建築工事及び土木工事等の実施にあたっては、岐阜県産木材の利用に努める。
- また、市内の公共施設以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

(市有施設の建築工事における木材利用目標)

- 第4 市有施設の建築工事にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化に努める。
- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などの規定により、木造化すること

が困難な施設。

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築工事にあたっては、木造、非木造に関わらず、木質化に努める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、岐阜県産木材の使用に努める。

(市有施設の備品等における木材利用目標)

第5 市有施設において、机、椅子等の備品等には、岐阜県産木材を用いた製品の使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市有施設の土木工事における木材利用目標)

第7 市有施設の土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、木材利用に適する工事等について、間伐材等の岐阜県産木材及び岐阜県産木材を用いた製品の使用に努める。

(PR 及び普及)

第8 市及び市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、普及啓発に努める。

(留意事項)

第9 この方針の運用にあたっては、コスト、耐久性、維持管理、地場産業振興等に留意した上で木材利用の判断を行うものとする。

(木材利用を推進する市有施設等)

第10 木造化・木質化を推進する市有施設の建築工事及び土木工事等は、別紙1のとおりとする。

(附則)

この方針は、平成30年4月1日から適用する。

この方針は、令和5年9月29日から適用する。

(別紙1)

木材利用を推進する市有施設等の対象施設及び実施箇所等

(1) 木造化を推進する施設

	対 象
すべての施設	法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物

(2) 木質化を推進する施設

木質環境を整備する事により、健康で快適な居住空間の創出が特に期待できる非木造施設を対象とする。

	対 象	木質化を図る箇所
教育施設	学校等の教室・廊下等、体育館	床からの高さ 1.2m 以内の腰壁、床等
福祉施設	児童福祉施設等の共有室等	
医療施設	診療所、病院の待合室等	床からの高さ 1.2m 以内の腰壁等
庁舎	庁舎のロビー等	
文化施設	公民館、図書館、資料館等のホール等	
その他施設	室内、廊下等	

(3) 県産木製品の導入を推進する施設

岐阜県産木材を原材料にした備品等を対象とする。

	対 象	参 考
教育施設	学校の机・椅子等	備品の更新時に併せて導入する
その他の施設	ロビーの椅子・テーブル、サイン等	

(4) 土木工事において県産材の利用を推進する施設

木材の利用が可能な以下の施設（工法）を対象とする

	対 象	参 考
道路施設	架設防護柵、花壇等	
河川施設	木工沈床、木柵等	
砂防施設	防護柵（架設含）、木柵等	
農業施設	防護柵（架設含）、木柵等	
林道施設	丸太伏工、木柵、アスカーブ等	
治山施設	筋工、法面保護工、残存型枠等	
その他共通	型枠、工事看板、バリケード等	

新城市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、愛知県木材利用の促進に関する基本計画（令和4年4月1日策定）に則して必要な事項を定めることで、新城市（以下「市」という。）における木材の利用を促進することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定するもののうち、建築設備を除いたものをいう。
- ② 「公共建築物」とは、市内に整備される法第2条第2項各号に規定するもののうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される建築物（ただし、土地に定着する工作物で、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る）をいう。
- ③ 「民間建築物」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や、事務所・店舗などの非住宅の建築物をいう。
- ④ 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- ⑤ 「木質化」とは、内装、備品及び外装等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- ⑥ 「公共工事」とは、市が発注する工事をいう。
- ⑦ 「国産材」とは、日本国内で産出された木材で、伐採届その他の方法により産地が証明された木材をいう。
- ⑧ 「県産材」とは、愛知県内で産出された木材で、あいち認証材制度により産地が証明された木材をいう。
- ⑨ 「地域材」とは、新城市を含む東三河地域で産出された木材で、伐採届その他の方法により産地が証明された木材をいう。
- ⑩ 「公共建築物に係る工作物」とは、公共建築物の整備に付随して整備される、公共建築物以外のものをいう。

第3 市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 市の取組

市は、第2次新城市森づくり基本計画（令和3年3月策定）に掲げる「森林資源の

循環利用を促進する社会づくり」を実現するため、木材生産量の拡大を図るほか、以下の取組を行う。

- ① 原則県産材を使用した公共建築物の整備
- ② 木材の産地による特徴や性質の違いを考慮した、地域材を優先使用
- ③ 県産材の使用が困難な場合における国産材の使用

また、民間建築物における木材の利用に関しては、整備主体に対して積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 木材の利用の促進のための施策

(1) 普及啓発等

市は、木材の利用促進の意義等について理解を深めるため、各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組むものとする。

(2) 必要な支援策の検討等

市は、建築物を整備する事業者、木材製造業者、その他関係者との意見交換等を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、住宅等に対する木材利用に関する補助制度の整備等、効果的な支援策を講ずるよう努めるものとする。

第4 市内の公共建築物における木材の利用の目標

1 公共建築物における木材の利用の目標

公共建築物の整備においては、コストや技術の面で木造化が困難であるものや、施設の利用目的が木造化になじまないものを除き、率先して木造化を推進する。

また、民間建築物への波及効果を期待し、市民の目が触れる機会が多い箇所を中心に、内装や備品の木質化を推進する。

2 公共建築物に係る工作物における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物に係る工作物においては、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

3 公共工事における木材の利用の目標

公共工事において、木材に代替できる工事用資材については積極的に木材の利用を推進する。

第5 その他市内の建築物における木材の利用の促進に必要な事項

1 公共建築物における木材の利用に関する事項

- (1) 公共建築物を整備しようとする部局等（以下「整備担当課」という。）は、公共建築物を新たに整備しようとする場合にあっては、当該公共建築物に関する基本構想、基本方針等の策定時に、資産管理を担当する部局及び森林を担当する部

局とともに木材利用検討会を開催し、当該施設に係る木材利用の適否を検討するものとする。

- (2) 整備担当課は、基本構想、基本方針等を策定しない公共建築物の整備、改修を行おうとする場合や、備品を購入する場合にあっては、その設計時もしくは発注前に木材の利用について検討するものとする。
- (3) 木材の利用にあたっては、設計上の工夫等により、建設コストの適正な管理を図るものとする。また、その計画及び設計の段階から、建設コストのみならず、維持管理や解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意するものとする。
- (4) 木材の利用にあたっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）など、関係する法律や規則を遵守するものとする。

2 その他の建築物における木材の利用に関する事項

- (1) 市は、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等について、第4の規定に準じて木材利用を推進するものとする。
- (2) 市は、事業者等が建築物において木材を利用するにあたっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）の趣旨を踏まえ、かつ国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう、事業者等に働きかけ、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

附 則

この方針は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年8月1日から施行する。

瑞浪市公共施設等における県産材利用推進方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22 年法律第36 号。以下「法」という。）第9 条第1 項の規定に基づき、岐阜県が定めた公共施設等における県産材利用推進方針（平成19年4月1日、平成23 年3月2日 改正）に即して、法第9 条第2 項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における岐阜県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(基本方針)

第2 市は、法第4 条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における岐阜県産木材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第3 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化に努める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として岐阜県産木材を使用する。

(市有施設の備品及び消耗品)

第4 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、岐阜県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第5 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第6 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の岐阜県産木材及び岐阜県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(公益法人等への要請)

第7 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針の目的を踏まえて、積極的な岐阜県産木材の利用を要請する。

2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第8 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(コスト縮減への留意)

第9 この方針の運用にあたっては、コスト縮減に取り組む必要性に留意する。

(適用)

第10 この方針は、平成24年1月11日から適用する。

西尾市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、西尾市の建築物における木材の利用の促進に向けた基本的な考え方を定める。

2 基本的事項

(1) 市の取組姿勢

市は、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

また、市は、民間の建築物における木材の利用の促進にあたっては、県産木材、地域材（近隣県で生産された木材をいう。以下同じ。）及び国産材の利用を働きかけるよう努める。

(2) 木材利用の普及啓発等

市は、木材の利用促進の意義等について理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日及び10月の木材利用促進月間を中心に各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組む。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 市は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

イ 市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

ウ 市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。また、協定に定められた方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に関わる技術的な情報提供を行うとともに取組状況を情報発信する。

3 国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国や関係自治体と相互に連携を図る。

4 公共建築物等における木材利用に関する目標

(1) 公共建築物の木造化

市が整備する公共建築物のうち木材の利用を促進すべき公共建築物においては、次に掲げる場合を除き、積極的に木造化を推進する。

ア 進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及が困難で木造化の計画が困難である場合

イ 木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえると木造化の計画が困難である場合

イ 施設の設置基準、施設の用途、安全性及び緊急性を考慮して木造化が適当でないと認められる場合

(2) 木質化の推進

市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り推進する。

5 その他木材の利用の促進に必要な事項

(1) 公共建築物における木材の利用の促進

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）、消耗品（文具類等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

(2) 県産木材等の利用

木造化及び木質化にあたっては、愛知県、建築関係団体及び木材産業関係団体と連携し、県産木材及び地域材の利用に努めるものとし、県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

設楽町建築物等における木材利用の推進に関する方針

令和5年3月1日

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、設楽町の建築物等における木材利用の促進に向けた基本的な考え方を定める。

第1 町内の建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 町の取組姿勢

町は、率先してその整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

また、町は、民間の建築物における木材の利用の促進にあたっては、地域材（設楽町産材）や県産木材、国産材の利用を働きかけるよう努める。

2 木材利用の促進のための施策

(1) 普及啓発等

町は、木材の利用の促進の意義等について理解を深めるため、各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報発信や普及啓発に積極的に取り組む。

(2) 必要な支援策の検討等

町は、建築物を整備する事業者、木材製造業者、その他関係者との意見交換等を通じて、現状や課題の共有を行い、木材の利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、効果的な制度等について検討し、必要な支援策を講ずる。

3 県及び関係市町村との連携

町は、木材の利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、県や関係市町村と相互に連携を図る。

第2 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、町の公共建築物であり、広く町民が利用する学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等）、保健衛生施設（診療所等）、公営住宅の建築物のほか、行政施設（庁舎等）その他町が整備する建築物のことをいう。

2 木造化の促進

町が整備する公共建築物においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえても、なお、木造化の計

画が困難な場合や施設の設置基準、施設の用途、安全性、緊急性を考慮して木造化が適当でないと認められる場合を除き、木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進する。

なお、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進する。

3 木質化の推進

町が整備する公共建築物においては、町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装や備品の木質化を可能な限り推進する。

4 先進的な技術の普及等

町が整備する公共建築物においては、率先して先進的な技術の利用及び普及に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行う。

5 木製製品等の利用

公共建築物における木材利用の促進にあたっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）や消耗品（名札入れ等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

6 地域材（設楽町産材）及び県産木材の利用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、可能な限り地域材（設楽町産材）及び県産木材の利用に努めるものとし、地域材（設楽町産材）及び県産木材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用する。

第3 その他町内建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共性の高い建築物における木材の利用

町は、国又は地方公共団体以外の者が整備する公共性の高い建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等について、第2の規定に準じて木造化・木質化を推進する。

2 合法伐採木材等の利用

町は、事業者等が建築物において木材を利用するにあたり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）の趣旨を踏まえたものとし、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう、事業者等に働きかけ、その理解と協力を得るよう努める。

知立市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1 この方針は、知立市内の建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、愛知県が定めた木材利用の促進に関する基本計画に即して、知立市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物等における木材の利用の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 知立市内の建築物等において木材を利用することにより、市民に木との触れ合い、木の良さを実感する機会と、木がもたらすやすらぎと温もりのある安全で快適な生活空間の提供を図るとともに、地球温暖化の防止、森林の保全、循環型社会等に貢献し、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

- 第3 木造・木質化の推進を愛知県、知立市、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者および市民が協働して行うよう努めるものとする。
- 2 木材利用の普及啓発について、市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日、及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努めるものとする。
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らしあわせて適切なものであるかを確認のうえ、締結するよう努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表するものとする。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対して、活用できる支援制度等の周知に努めるものとする。

(公共建築物等における木材の利用に関する目標)

第4 市が新たに整備する建築物については、次に掲げるものを除き、木造化を

図るよう努めるものとする。

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準において、木造化を選択することによりコストなどの面から制約を受ける建築物

(2) 建築物の用途から木造化することがなじまない又は木造にすることが技術的に困難な施設

2 公共建築物を整備する場合は、木造・非木造にかかわらず、直接市民が利用する機会が多い部分を重点に、木質化が適切と判断される場合、内装等の木質化を推進するものとする。

3 公共建築物の木造・木質化を推進するにあたって使用する木材は、積極的に国産材を使用することとし、特に地域材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。なお、国産材は国内で、地域材は県内又は市の水源地域で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものとする。

4 市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努めるものとする。

5 市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努めるものとする。

（その他木材の利用の促進に必要な事項）

第 5 公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意するものとする。

(1) 公共建築物の設計に当たっては、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画、設計等の段階から、建設コストのほか、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分留意するものとする。

(2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(3) 法第 2 条第 1 項に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについては、愛知県や木材産業事業者、建築関係事業者等と連携し、木造・木質化が促進されるよう働きかけるものとする。

附 則

この方針は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

半田市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮に貢献すること等にかんがみ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項及び「愛知県木材利用促進条例」（令和3年愛知県条例第38号。以下「条例」）第5条の規定に基づき、愛知県が定めた「木材利用の促進に関する基本計画」に即して、必要な事項を定める。

2 基本的事項

(1) 木材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物は、市内に整備される建築基準法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く住民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

(2) 市の責務

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。また公共工事において木材に代替できる工事用資材については積極的に木質資材の利用を推進する。

(3) 民間建築物等における木材の利用

木材用途の中で、住宅分野で利用される木材の量は最も多く、木材需要の拡大に直接つながることから、住宅における木材の利用を促進する。

加えて、非木造が大半を占める商業施設やオフィス等の非住宅分野での木造及び木質化を促進する。

3 木材利用の目標

(1) 木造化の推進

市が新たに整備する公共建築物については、原則として木造化と

する。ただし、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除く。

(2) 木質化の推進

整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的にすすめる。ただし、次のいずれかに該当する場合は除くことができる。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

(3) 使用する木材の産地

木造化・木質化を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とする。地域材が利用できる場合は優先的に利用し、特に県産木材の利用を最も優先するものとする。

なお、国産材は国内で、地域材は県内又は市の水源地域で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

(6) 民間建築物等における木材の利用

木造化を促進する。木材化が困難な建築物については、内装及び備品の木材化を促進するものとする。

4 木材の利用の促進に必要な事項

公共建築物等の整備においては、広く住民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、住民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

- (1) 設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

こうした公共建築物で考慮すべき事項について、民間建築物にお

いても普及を図る。

(2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から法第15条に定める建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び条例の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年3月10日から施行する。

武豊町建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮に貢献すること等に鑑み、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項及び「愛知県木材利用促進条例」（令和3年愛知県条例第38号。以下「条例」）第5条の規定に基づき、愛知県が定めた「木材利用の促進に関する基本計画」に即して、必要な事項を定める。

2 基本的事項

(1) 木材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物は、町内に整備される建築基準法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち、町が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く住民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

(2) 町の責務

町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材及び木質資材の利用に努める。

3 木材の利用の目標

(1) 木造化の推進

町が新たに整備する建築物については、原則として木造化とする。ただし、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除く。

(2) 木質化の推進

整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化の推進に努める。ただし、次のいずれかに該当する場合は除くことができる。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

(3) 使用する木材の産地

木造化・木質化を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とする。ただし、地域材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

なお、国産材は国内で、地域材は県内又は町の水源地域で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

町が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

町が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

4 木材の利用の促進に必要な事項

公共建築物等の整備においては、広く住民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、景観の向上及び癒しの醸成に心がけるとともに、次の事項に留意する。

(1) 設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。また、民間建築物においては、木材の利用促進を図るため、愛知県と連携した啓発に努める。

(2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から法第15条に定める建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び条例の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年3月1日から施行する。

碧南市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、碧南市の建築物の整備における木材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標のほか、木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第2 目的

市内の建築物等に木材を用いることにより、地球温暖化の防止、森林の保全及び循環型社会への貢献をするとともに、木材の炭素貯蔵による脱炭素社会の実現及び木のもたらしやすらぎと温もりのある快適な生活空間を提供することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進

愛知県、碧南市、建築関係事業者、木材産業関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市内全域に広がることを目指すものとする。

2 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日、及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らして適切なものであるかを確認のうえ、締結する。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さらに、

協定の取組を促進するため、協定締結者に対して、活用できる支援制度の周知や木材利用における諸事項について情報共有する。

第4 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物は、建築基準法その他の法令に基づく基準により認められない場合、又は経済性及び意匠等により木材の利用がなじまない場合を除き、木造化及び木質化に努めるものとする。公共施設に係る工作物及び公共工事については、安全性、維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努めるものとする。また、机、椅子等の備品及び消耗品は木製品の利用に努めるものとする。

第5 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

1 ライフサイクルコストの検討

公共建築物の整備にあたっては、設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとし、その計画の段階から、建設コストのみならず、維持管理並びに解体及び廃棄のコストを含む、ライフサイクルコストについて検討するよう努めるものとする。

2 備品等の購入

備品や消耗品の購入にあたっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。

3 木材利用の周知

法第2条第1項に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについては、木造化及び木質化が促進されるよう愛知県や建築関係団体及び木材産業関係団体等と連携し、働きかけるものとする。

附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

豊田市建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

豊田市（以下「市」という。）では、豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林を保全し、次世代へ継承するため、「豊田市森づくり条例」（平成 19 年 3 月 30 日条例第 1 号。以下「市条例」という。）を制定し、人工林の間伐促進や木材の利用拡大等の政策を展開してきた。

このような中、「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）及び愛知県木材利用促進条例（令和 3 年愛知県条例第 38 号。以下「県条例」という。）が施行されたことから、市条例の目的の達成を目指し、国及び愛知県が定めた基本方針に即して、「豊田市建築物等における木材利用の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

1 目的

市内の建築物等への木材利用の促進を通じて、木のもたらすやすらぎと温もりのある快適な空間を市民に提供するとともに、豊田市内での身近な木材利用の促進を図ることにより、脱炭素社会の実現及び市内をはじめとした矢作川流域の森林整備への理解につなげることを目的とする。

2 定義

（１）「建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

（２）「公共建築物」とは次に掲げるものとする。

ア 市が整備する、公用または公共の用に供する建築物

イ 市以外の者が整備するアに準ずる施設であって、下記に掲げる建築物

（ア）教育施設（学校、幼稚園（こども園）等）

（イ）社会福祉施設（特別養護老人ホーム、保育所（こども園）等）

（ウ）医療施設（病院、診療所等）

（エ）スポーツ施設（体育館等）

（オ）社会教育施設（図書館等）

（カ）公共交通機関の旅客施設（休憩所、待合所、駅舎等）

（キ）その他（市の補助金・交付金などの支援を受けて整備する施設）

（３）「木造化」とは、建築物の新築、増改築にあたり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、けた等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（４）「木質化」とは、建築物の新築、増改築、改修等にあたり、室内に面する部分（天井、床、壁等）及び屋外に面する部分（外壁等）に木材を利用することをいう。

（５）「豊田市産材」とは、豊田市産であることが木材認証制度等により証明された木材のことをいう。

（６）「流域産材」とは、矢作川流域（岡崎市、恵那市、根羽村、設楽町、平谷村）産であることが木材認証制度等により証明された木材のことをいう。

（７）「公共土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川、下水道等にかかる土木工事をいう。

3 市の責務

（１）公共建築物の整備又は公共土木工事において、豊田市産材、流域産材の見せる化を意識した積極的かつ効果的な活用によって、市民及び事業者の木材利用に関する受容性の拡大を図るよう努める。

（２）豊田市産材の利用促進及び供給の確保を図るよう努める。

（３）民間等が整備する住宅を含む建築物、備品等において、豊田市産材の利用が促進されるよう努める。

4 公共建築物における木材利用

(1) 木造化の推進

法令、来館者が少なく啓発効果が低い等で木造化に馴染まない施設を除き、木造とするように努める。

(2) 木質化及び木製家具・備品導入の推進

多くの者の目に触れる箇所については、法令等により木質化に馴染まないものを除き、内装等の木質化及び木製家具・備品の導入を優先的に検討する。

(3) 使用する木材の産地

原則として豊田市産材とし、状況に応じて流域産材・県産材・国産材の順位で利用に努めること。

5 民間建築物等における木材の利用

民間企業等が整備を行う建築物において、4(3)「使用する木材の産地」に準じ、木材が利用されるように幅広く呼び掛ける。

6 公共土木工事等の木材利用

(1) 公共土木工事

市が定める「公共工事における環境配慮指針」に基づき、木材を利用する。なお、使用する木材の産地は、4(3)「使用する木材の産地」に準じる。

(2) 家具・備品等の調達

4(3)「使用する木材の産地」に準じ、木材を利用した家具・備品等の利用促進に努める。その際には「豊田市グリーン調達方針」に基づき調達する。

7 「建築物木材利用促進協定」の活用

市は、法及び県条例に定める「建築物木材利用促進協定」（以下「協定」という。）の周知に努めるほか、事業者等から協定締結の申出があった場合、協定を締結することができる。

8 その他木材利用の促進に必要な事項

(1) 市及び施設管理者は、法及び県条例に基づき、利用者が木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、その啓発に努める。

(2) 公共建築物を整備する者は、部材の点検、補修、交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト（建築物の生涯費用）についても充分留意するものとする。

適 用

この基本方針は、平成24年7月1日から適用する。

適 用

この基本方針は、平成29年4月1日から適用する。

適 用

この基本方針は、令和5年12月1日から適用する。

(担当) 産業部農林振興室 森林課
企画政策部 資産経営課

高浜市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1条 この方針は、高浜市における循環型社会の形成等森林の持つ多面的機能の発揮に寄与するとともに、市民に木のもたらす安らぎと温もりのある安全で快適な生活空間を提供するため、公共建築物等の整備における木材の利用を促進するための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標の他、木材の利用の促進に関し、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、愛知県が定めた基本方針（平成23年6月17日公表）に則して、必要な事項を定めるものとする。

(基本的責務)

第2条 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、その経済的社会的条件に応じて、木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物において木材の利用に努めるものとする。

- 1 木造木質化の推進を愛知県、高浜市、設計建設関係事業者、林業関係事業者等が一体となって行う。また、市内全域においてその意義が醸成されることを目指す。
- 2 木材利用の普及啓発について、市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日、及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努める。
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らしあわせて適切なものであるかを確認のうえ、締結する。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対して、活用できる支援制度の周知や木材利用における

諸事情について情報共有を行うようにする。

（木材利用に関する目標）

第3条 市は、公共建築物を整備する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準により認められない場合を除き、施設の木造化、施設内装の木質化、施設における机、椅子等の備品及び消耗品への木製品の採用等木材の利用に努めるものとする。

（留意事項）

第4条 公共建築物の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与える木材の使い方を心掛けるとともに、次の事項に留意するものとする。

（1）設計上の工夫により、計画の段階から、建設コストのみならず、維持管理並びに解体及び廃棄のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意するとともに、三州瓦との組み合わせについても、十分検討するものとする。

（2）備品又は消耗品の購入に当たっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。

（木材利用の促進）

第5条 市は、法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、木材の利用が進むように愛知県・関係事業者等と連携して働きかけるものとする。

附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

この方針は、令和5年3月31日から施行する。

幸田町公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用を促進するため「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 基本的事項

(1) 公共建築物等における木材の利用を促進する意義

町が公共建築物等に木材を積極的に利用することにより、脱炭素社会の実現に資するとともに、森林整備の促進及び木の特性、効用に対する町民の理解を深めること。

(2) 町の責務

町は、法第 5 条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。

(3) 木材利用の普及啓発

木材利用の普及啓発について、町民の関心と理解を深めるため、10 月 8 日の木材利用促進の日、および 10 月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努める。

3 木材の利用の目標

(1) 公共建築物の木造化

町が公共建築物を整備(新築、増築または改築することをいう。以下同じ。)する場合は、建築基準法その他法令等に照らし木造化することが困難あるいはなじまない場合を除いて、木造化に努める。

(2) 公共建築物の木質化

町が公共建築物を整備する場合は、木造・非木造に関わらず、施設利用者が直接利用する機会が多い部分を重点として、木質化が適切と判断される場合には内装等の木質化に努める。

(3) 公共施設に係る工作物

町が整備する公共施設に係る工作物については、安全性や維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(4) 公共工事

町が発注する公共工事においては、特に配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

町が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するよう努

める。

(6) 使用する木材の産地

木材の利用を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とする。特に県産材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らしあわせて適切なものであるかを確認のうえ、締結する。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対して活用できる支援制度の周知や木材利用における諸事情について情報共有を行うようにする。

5 その他木材の利用の促進に必要な事項

公共建築物等の整備においては、広く町民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、多くの町民が木の良さを知ることができるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

(1) 備品及び消耗品の購入については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(2) 建築基準法第 2 条第 1 項各号に掲げる建築物のうち町が整備するもの以外のものについて、愛知県や設計建設関係事業者、林材業関係事業者等と連携し、木造化・木質化が促進されるように働きかける。

附 則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この方針は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

根羽村内の公共建築物等における

木材利用促進に関する方針

第1 目 的

当村の総面積は 8,995ha であり、そのうち森林面積は全体の 92%となっており、現在、本格的な収穫期を迎えた林分も増加傾向にあるため、村内で生産・加工された地域材の需要を拡大していくことが重要な課題となっている。

一方、地球温暖化等の環境問題がクローズアップされる中で、低炭素社会の実現に向けた木材の活用に対する期待はますます高まっている。

再生産が可能な優れた特性を持つ木材の利用を推進することは、森林の適正な整備を通じて、地球温暖化の防止、循環型社会の形成にも大きく貢献するものである。

また、当村の基幹産業である「根羽村トータル林業」の確立は、地域資源を活かした産業の創出とこれに伴う雇用の場の確保・I ターン者を中心とした若者定住を推進し、当村における地域活性化に大きく貢献している。さらに、根羽村は長野県・岐阜県・愛知県の3県にまたがる矢作川の源流に位置しており、下流域では矢作川から取水し、生活水としても利用しており、矢作川の上流において乱開発や森林崩壊が起これば下流域の生活が危ぶまれてしまうという関係性を持っているため、根羽村産材は、矢作川流域材という大きな枠の一部として捉えていく必要がある。

このようなことから、村内の公共建築物の整備及び公共土木工事等において積極的に長野県産材及び根羽村産材を含めた矢作川流域材（以下「村産材等」という。）の利用を促進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、長野県が策定した長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針を踏まえ、同条第 2 項に掲げる必要な事項を定めることにより、村が単独で実施する事業はもとより、補助事業等においても村産材等の利用を促進し、特に村民の生活に深く関わりのある公共建築物の積極的な木造化・木質化の推進を通して村産材等の需要拡大を図るための基本方針を定める。

第2 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における木材の利用を促進する公共建築物は、法第 2 条第 1 項に規定する公共建築物をいい、別表 1 及び別表 3 のとおりとする。

第3 基本的な事項

- (1) 村が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、村産材等を使用するよう努めるものとする。
- (2) 村は、国、長野県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、村産材等の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

第4 村が行う公共建築物の整備等における木材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

ア 村が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注1）の公共建築物においては、別表2に掲げる場合を除き、原則として木造化（主要な構造部材に木材を使用すること。以下同じ。）するものとする。

イ 村が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては積極的に木造化を図る。

ウ 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り木材の使用について配慮するものとするほか、内装等に積極的に村産材等を使った木質化に努める。

エ 村が木造化を推進する施設は、別表1のとおりとする。

(2) 施設の木質化の推進

ア 村が整備する公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合であっても、別表2に掲げる場合を除き、原則として木質化（主要な構造部材以外の仕上げ材等に木材を使用すること。以下同じ。）するものとする。

イ 村が、特に木質化を重点的に推進する施設及び箇所は、別表3のとおりとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

ア 村が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、可能な限り木材製品の利用に努める。

イ 村が、特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等は、別表4のとおりとする。

(4) 木質バイオマス等の推進

村は、公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものを積極的に導入する。

第5 村が行う公共土木工事等における木材利用の推進

- (1) 村が行う公共土木工事等においては、間伐材をはじめとする木材利用を積極的に進めるとともに、環境負荷の大きい工法を減らし、環境に配慮した自然共生型の工法を取り入れるものとする。
- (2) 村が、特に木材利用を重点的に推進する工法については、別表5のとおりとする。

第6 村が行う村産材等の利用の推進

- (1) 村が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、原則として村産材等とする。
- (2) 村が行う公共建築物の整備等における村産材等の使用に当たっては、信州木材認証製品センター（注2）の信州木材認証製品（注3）又は同等品以上の品質・規格・性能を有するものを優先的に使用するものとする。
- (3) 村が行う公共建築物における木造率等の目標については、別に定める。

第7 その他の公共建築物の整備及び公共土木工事等における村産材等の利用の推進

村は、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう事業主体に働きかけ、上記2から6に準じて村産材等が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

第8 公共建築物の整備の用に供する村産材等の適切な供給の確保

村は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して取り組む木材の適切な供給確保を促進するため、国が行う法第10条第1項に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度に協力するとともに、必要な施策の着実な推進を図るものとする。

附 則

この方針は、平成24年10月1日から適用する

（注 1）低層

本利用方針では、高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下で延べ床面積 3,000 m² 以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。

（注 2）信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体。

（注 3）信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定の基準をクリアし、樹種（銘柄名）、含水率（乾燥方法）、寸法、製造社名等が表示された製品。

別表 1

木 造 化 を 促 進する施設	広く村民の利用に供される社会教育・体育施設（図書館、展示施設、体育館、公民館など）、保健・衛生施設（病院、診療所、保健所など）、社会福祉施設（保育園、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など）、教育・研修施設（小学校、中学校、各種学校、研修所、講習所など）、行政施設（庁舎など）、住宅施設（公営住宅、職員住宅など）、その他の施設（保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など）
	その他村が整備する施設

別表 2

1 法令の規定等により木材が使用できない場合
2 構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合
3 その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合

別表 3

特に木質化を重点 的に促進する施設	特に木質化を重点的に促進する箇所	
	各施設共通 の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設（図書館、展示施設、体育館、公民館など）	ホール ロビー 廊 下 会議室	展示室、資料室、図書室、研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂等
保健・衛生施設（病院、診療所、保健所など）		待合室、食堂等
社会福祉施設（保育園、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など）		遊戯室、園児室、リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娛樂室等
教育・研修施設（小学校、中学校、各種学校、研修所、講習所など）		教室、職員室、進路相談室、体育館、図書室、保健室等
行政施設（庁舎など）		事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂等
住宅施設（公営住宅、職員住宅など）		各住戸内の玄関、居室等
その他の施設（保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など）		上記に準じた箇所

別表 4

特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等	
机	事務用、学習用、O A用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用等、待合室・ロビー用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー、名札、ベンチ、プランター、その他外構部材等

別表 5

特に木材利用を重点的に推進する工法
木製(残置)型枠工及び丸太積工・柵工・筋工・沈床工・水路工・階段工・仮設工等で木材の利用が可能な構造物等

平谷村公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針

1 目的

平谷村が整備する公共建築物及び平谷村が行う公共土木工事等において積極的に県産材（平谷村又は長野県内で素材生産された木材。以下同じ）の利用を促進するための方針を定めるとともに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第8条第1項の規定に基づき、県が定めた長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、必要な事項を定める。

2 村が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

村が整備する公共建築物については、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、木造化（主要な構造部材に木材を使用すること。）を図るように努めるものとする。

(2) 施設の木質化の推進

村が整備する公共建築物については、可能な限り木質化（主要な構造部材以外の仕上げ材等に木材を使用すること。以下同じ。）を図るよう努めるものとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

村が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、可能な限り木材製品とするものとする。

(4) 環境への配慮

平谷村は、公共施設の整備等における木材の使用にあたっては、使用する接着剤や塗料等について、環境に配慮するものとする。

3 村が行う公共土木工事等における木材利用の推進

公共土木工事等においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受ける場合を除き、設計図書に木材の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

4 村が行う県産材利用の推進

(1) 村が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、コスト及び県産材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、県産材の使用に努めるものとする。

(2) 前号における県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することに努めるものとする。

5 村が補助する施設整備等における県産材利用の推進

村は事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

附 則

この方針は、平成24年10月1日から適用する